

ご存じですか？労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～



まずは、お気軽にご相談ください

無料・秘密厳守 事業主の方もご利用いただけます！

賃金、解雇、いじめなど 労働問題全般についてのご相談は
労働に関する様々な悩みや疑問について、アドバイスや解決機関の
紹介など、より良い解決方法をご提案します。

山梨県労働委員会 甲府市丸の内 1-6-1 県庁北別館 3階 電話 055-223-1827
中小企業労働相談所
(県民生活センター内) 甲府市飯田 1-1-20 山梨県JA会館 5階 電話 055-223-1366
(県民生活センター地方相談室内) 都留市田原 3-3-3 南都留合同庁舎 1階 電話 0554-45-5038

雇用のトラブルの解決のお手伝い(あっせん)を希望する方は

弁護士、労働組合の役員、会社経営者など 現場の労使関係に精通し、
経験豊かな労働委員が間に入り、話し合いによるトラブルの解決を援助します。
※事業主からも利用できます。

山梨県労働委員会 電話 055-223-1827
ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>

山梨 労働サポート 検索

相談日時 月曜日～金曜日(平日) 午前8時30分～午後5時

労働相談 では こんな相談にお答えします



- Q 1. 仕事がなく休業を命じられました。給料はもらえませんか？
- Q 2. 営業車で資材を搬送中、納入先のシャッターを壊してしまいました。修繕費の全額を毎月の給料から天引きされています。
- Q 3. 職員からセクハラやパワハラについての相談がありました。事業者としてはどのように対応すればよいでしょうか。
- Q 4. パートタイムで雇用した職員が他の職場と掛け持ちしています。労働時間の計算などどうすればよいでしょう。
- Q 5. 会社外の組合から突然団体交渉の申し入れがありました。応ずる必要はありますか。

あっせん では こんな解決事例があります

★・・・「あっせん」とは、話し合いによる雇用のトラブルの解決援助制度です。

【 あっせんの申請 】

申請者は、会社にパートとして9年間勤務。新たに就任した役員と口論となり、申請者の仕事を別の社員に全て移行され、その後年度末での雇止めを通告されました。申請者は会社に契約更新のお願いを書留で送り、労働委員会にあっせんを申請しました。

【 あっせんの結果 】

あっせん員の説得の結果、会社は申請者とのコミュニケーション不足を認め、雇止めを撤回する意向を示しました。しかし、申請者は職場に戻りにくい状況であったため、最終的に会社が解決金を支払うことで問題解決となりました。

